

## 熊本県豚熱ワクチン接種に係る認定農場の認定要領

制定 令和5年9月8日

熊本県（以下「県」という。）の豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に係る認定農場の認定要領を次のように定める。

### （目的）

第1条 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」第3-2の1（3）に規定する、熊本県知事が認定する農場（以下「認定農場」という。）の認定手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### （認定要件）

第2条 登録飼養衛生管理者がワクチンの接種を行う農場の認定は、熊本県知事が行う。

2 前項の認定は、次に掲げる要件を満たすと判断した場合に行うものとする。

#### （1）飼養衛生管理基準の遵守

ア 飼養衛生管理基準を遵守している又は遵守に向けた体制が整っていること。

イ 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）と緊密な連携が取れること。

ウ 家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。

#### （2）ワクチン管理体制

ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る、第9条に規定する作業手順書を作成し、指針に基づく認定農場が満たすべき要件等を遵守する体制となっていると認められること。

#### （3）その他

農場の認定基準及び防疫指針に従い接種していることを確認するために家保が実施する立入検査、知事認定獣医師が実施する接種指示及び飼養衛生管理基準遵守状況の確認に協力すること。

### （認定の申請）

第3条 農場の認定申請を行う農場の代表者（以下「申請者」という。）は、熊本県認定農場認定申請書（別記様式1）に必要事項を記入の上、原則、申請者の農場を管轄する家畜保健衛生所長（以下「家保長」という。）へ申請する

こと。

(認定の審査・認定農場名簿への登録)

第4条 家保長は、前条の申請を受理した場合は、第2条第2項の要件を熊本県認定農場の要件確認書(別紙)により確認し、認定農場名簿を添えて、畜産課長へ副申する。なお、認定農場名簿の内容は以下のとおりとする。

- (1) 認定農場の所在地、名称及び認定番号
- (2) 代表者氏名
- (3) 認定年月日

2 畜産課長は前項で副申された内容について、第2条第2項の要件により審査する。

(審査結果の通知)

第5条 畜産課長は、前条の審査の結果を申請のあった家保を通じて、熊本県認定農場名簿認定・不認定通知書(別記様式2)により申請者へ通知する。

(登録事項の変更)

第6条 申請者は、認定農場の登録事項に変更が生じたときは、熊本県認定農場登録事項変更届出書(別記様式3)に必要事項を記入の上、原則、申請者の農場を管轄する家保長へ届け出ること。

- 2 家保長は、前項により受理した場合は、修正した認定農場名簿を添えて、畜産課長に進達する。
- 3 家保長は、第1項の他、随時、申請者に対して登録事項内容の確認を行うこと。その際、飼養衛生管理基準を遵守していない認定農場に対して熊本県認定農場の要件確認書(別紙)により確認を行い、遵守に向けた取組みが確認できない場合には、認定取消を含めて厳格に対応すること。

(認定の取消)

第7条 県は認定農場が次に掲げるいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) ワクチンを他者へ譲渡あるいは販売等を行ったとき、接種計画書に記載された農場以外でワクチンを使用したとき又は県が別途定めるワクチン使用許可の要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、県が認定の取消しを必要と認めたとき。

2 前項により取消しを行う場合は、県は申請者に対して熊本県認定農場取消通知書(別記様式4)により通知すること。

(作業手順書の作成)

第8条 申請者は、作業手順書を作成し、農場に備え付けなければならない。

2 当該作業手順書の作成に当たっては、指針に基づき、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関する事。
- (2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続きに関する事。
- (3) ワクチンの管理(保管を含む)及び使用(接種を含む)に係る手順の詳細に関する事。
- (4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続きに関する事。
- (5) ワクチンの必要数量等の管理に係る手順の詳細及び手続きに関する事。
- (6) その他知事が必要と認める事項。

(届出による認定の辞退)

第9条 認定農場が、その認定期間内において認定農場の認定を辞退する場合には、熊本県認定農場の認定辞退届出書(別記様式5)に必要な事項を記入の上、申請者の農場を管轄する家保長へ届け出ること。

2 家保長は、前項により受理した場合は、当該認定農場を削除した認定農場名簿を添えて、畜産課長へ進達する。

(その他)

第10条 認定農場は、本要領の他、関係法令及び指針に定める事項を遵守しなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年9月8日より施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年3月22日より施行する。